

番号	所管部局	所管課 (地方機関)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	警察本部	会計課	R4. 9. 6	対馬南署庁舎エレベーター改修工事	16,170,000円	福岡市博多区呉服町10-10 株式会社日立ビルシステム 西日本支社 支社長 檜山 仁	安全性や品質維持の観点からメーカー(㈱日立製作所)推奨部品を使用する必要があり、その改修が可能な業者は、㈱日立製作所から施工を委任されている㈱日立ビルシステムのみである。	第167条の2 第1項 第2号
2	警察本部	会計課	R4. 10. 11	初動捜査支援システム移設工事	18,480,000円	福岡市博多区博多駅前3-30-23 日新電機株式会社九州支店 支店長 大塚 広繁	同社製造の装置で設置施工も同社行っており、本工事を同社以外が行った場合、正常動作等の保証がとれないことから、安定した業務を行うためには、同社以外に作業させることは困難である。	第167条の2 第1項 第2号